

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡人権擁護委員協議会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、基本的人権を擁護して、市民の自由人権思想の普及高揚を促進するため、人権擁護委員法第16条第1項の規定に基き組織された佐渡人権擁護委員協議会が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡人権擁護委員協議会
補助対象経費	人権尊重尊重思想の普及啓発に関する事業、人権擁護のための相談及び救済に関する事業、委員の研修に関する事業に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	上限30万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10/10
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由  他に運営資金が見込めず活動の停滞が懸念されるため活動費の上限を定め10/10以内を補助する。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	補助事業の開催回数及び参加数とし、各事業の参加者アンケートにおいて満足度が80%以上となるよう実施する。  ○目標に対する費用対効果(計算式)  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  アンケート調査のほか、費用対効果については数値化できないため、活動実績や実績報告を総合的に判断して評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 人権擁護委員法第16条第1項に基き組織された佐渡人権擁護委員協議会が実施するため直接調整するほか、事業の内容については積極的に公開する。
事業担当 (担当部署)	市民生活課 戸籍係
(電話番号)	0259-63-5112